

暮らし



アスベスト(石綿)を含有する建材を使用した解体等工事にかかる届出の変更

大気汚染防止法や東京都環境確保条例で、石綿を含有する建築物などを解体するときなどは、石綿の飛散による健康被害を防止するための作業手順が定められています。今回、法令の改正によりこの手順が変更されました。

主な変更点

- 解体工事の受注者などは、石綿使用の有無について事前に調査し、発注者に調査結果を説明するとともに調査結果を公衆の見やすい位置に掲示する
- 作業の事前届出が、工事施工者から工事の発注者に変更
- ▼届出窓口 延べ面積2000㎡未満の建築物：羽村市環境保全課、2000㎡以上の建築物およびすべての工作物：東京都多摩環境事務所
- ◎問合せ 環境保全課環境保全係 ⑯24

保険・年金



国民年金保険料の免除・猶予など

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

平成26年7月分から平成27年6月分の免除・猶予申請の受付は、7月1日(火)から開始します。

なお、平成26年4月から、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1か月前までの期間)について、さかのぼって申請できるようにしました。詳しくは、問い合わせてください。

▼申請に必要なもの 年金手帳・代理人が申請する場合は印鑑

※前年の所得をもとに日本年金機構による審査があります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。 ※転入した方は課税証明書、

離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要な場合があります。

◎問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410 / 市民課高齢医療・年金係 ⑬138

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の国民健康保険高齢受給者証は、平成26年7月31日(木)が有効期限です。対象の方へは、7月中に新しい受給者証を送付します。新しい受給者証の有効期間は、8月1日(金)から平成27年7月31日(金)までです。

これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使える受給者証を、誕生月の末日(誕生日が1日の方は前月の末)までに送付します。

平成26年度から70〜74歳の方の自己負担割合が変わりました

■現役並み所得者以外 昭和19年4月1日以前生まれの方：1割、昭和19年4月1日以降生まれの方：2割

■現役並み所得者(※) 3割

※現役並み所得者：住民税課

税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70〜74歳の国民健康保険被保険者

◎問合せ 市民課保険係 ⑯125

国民健康保険限度額適用認定証の申請

現在の国民健康保険限度額適用認定証は、平成26年7月31日(木)が有効期限です。

平成26年8月1日(金)からの認定証の申請受付を、7月22日(火)から行います。8月1日(金)から引き続き必要な方は、申請してください。

医療費の自己負担が高額となった場合、「国民健康保険限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証)」を提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額(年齢・所得区分により異なる)までとなります。

認定証の交付には事前の申請が必要です。申請した月から利用することができます。 ※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

▼対象 70歳未満の方(70〜

74歳は非課税の方) / 申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証

◎申請先・問合せ 市民課保険係 ⑯125

審議会などの傍聴



第3回羽村市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画審議会

▼日時 7月7日(月)午後7時
／会場 市役所4階特別会議室／定員 5人(希望者多数の場合は抽選)

※直接会場へお越しください。

◎問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ⑯175

第3回障害者計画及び障害福祉計画審議会

▼日時 7月10日(木)午後7時
／会場 市役所4階特別会議室／定員 10人(先着順)

※直接会場へお越しください。

◎問合せ 障害福祉課障害福祉係 ⑯172

子育て



児童手当・児童育成手当
現況届の提出を忘れずに

6月に、児童手当・児童育成手当を受給している方へ届出用紙を送付しました。現況届を提出していないと、資格継続の審査ができないため、手当の支給ができません。まだ提出していない方は、至急提出してください。

①問合せ 子育て支援課支援係 係内237

子育て世帯臨時特例給付金の申請書の提出を

6月に、平成26年1月分の児童手当を受給している方へ、申請書を送付しました。平成25年中の所得が児童手当の所得制限額を超過していないければ、手当の支給対象となります。申請書をまだ提出していない方は、子育て支援課窓口へ提出してください。郵送でも受け付けます。

▼受付期限 9月30日(火)まで
※期限を過ぎると支給できなくなります。注意してください。

さい。

※臨時福祉給付金の受給対象者・生活保護受給者は、支給対象とはならないため、申請書の提出は必要ありません。

①問合せ 子育て支援課支援係 係内235

特別児童扶養手当を支給しています

障害のある児童を扶養している父母または養育者に支給される手当です。

▼対象 市内在住で、次のいずれかの障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1・2・3級程度の児童
 - ②愛の手帳1・2・3程度の児童
 - ③①②と同程度の疾病もしくは身体または精神障害のある児童
- 支給額(月額) 1級：4万9900円、2級：3万3230円／支給制限 次のいずれかに該当するときは支給されません。

①父母または養育者およびその扶養義務者の所得が基準

額以上のとき

②児童が施設に入所しているとき

③児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき

※受給要件などにより、申請方法や必要書類が異なります。詳しくは、問い合わせください。

①問合せ 子育て支援課支援係 係内235

里帰りなどの妊婦健康診査費用の一部を助成します

里帰りによる都外の医療機関または助産所での妊婦健康診査費用の一部を助成します。

▼助成額 市規定額内／申請期間 出産の日から1年以内

①申請方法・問合せ 「都外の医療機関または助産所健診時の領収書・母子健康手帳・未使用の受診票・印鑑・振込先が確認できるもの(本人名義の通帳)」を持参し、直接保健センターへ ☎555-1111 (内)623(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

文化・教育



総務省後援映画「じんじん」上映会

北海道剣淵町(けんぶちちょう)を舞台に、読み聞かせを通じた地域・親子の絆を描いた、笑いあり涙ありの物語です。

▼日時 7月19日(土)第1回：午後2時30分、第2回：午後6時30分(開場はいずれも30分前)／会場 ゆとろぎ大ホール／定員 850人(先着順)／費用 前売券：一般1000円、当日券：一般1500円

※小・中学生、高校生はいずれも800円

前売券取扱店 イタリアンレストラン クレッシェレ(羽村駅東口)・絵本と大判焼き トロフィー(小作台4丁目)／主催 映画「じんじん」はむら上映実行委員会／後援 羽村市教育委員会
①問合せ 映画「じんじん」はむら上映実行委員会事務局 ☎070-6557-8815

はじめてみませんか、コープデリのある生活♪

co-opdeli
生活の宅配コープデリ

子育て割引 お子様が小学校に入学するまで
☎5〜20 配達手数料無料!

コープデリ・子育て割引に関する資料請求は ☎0120-043-502 受付時間 9:00~20:00

うれしい
夕食宅配も 資料請求は ☎0120-502-160!
受付時間 月~金曜 9:00~18:00!

コープデリ羽村センター 羽村市緑ヶ丘2-4-34

医療法人社団天陽会 **内科** 小児科・特定健診

柳田医院 日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く

○診療時間 午前 8:30 ~ 12:30 午後 15:00 ~ 19:00 ※土曜日は ~ 13:00
○休診日 日曜日・祝日

☎042-555-1800

●友の会あります ● 羽村 糖尿 検索

駐車場 ゆとりの20台

有料広告